

東京港の港湾施設における無人航空機利用の取扱いについて

(目的)

第一条 この取扱いは、東京港の港湾施設における無人航空機の利用に関して必要な事項を定め、無人航空機の適切な利用により、港湾施設及びその利用者並びに都民の安全を確保し、港湾事業の効率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この取扱いにおいて「港湾施設」とは、東京都港湾管理条例（平成 16 年東京都条例第 93 号）第 2 条に規定する港湾施設（島しょ港湾に係る施設を除く。）をいう。

2 この取扱いにおいて「無人航空機」とは、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいい、「機体認証」とは、同法第 132 の 13 に規定する機体認証をいい、「技能証明」とは、同法第 132 条の 40 に規定する無人航空機操縦士技能証明をいう。

3 この取扱いにおいて「担当部署」とは、東京都港湾局において港湾施設を管理する部署をいう。

(承認)

第三条 港湾施設（一般公衆に開放している範囲を除く。）において、次の各号に掲げる要件に該当する場合には、無人航空機の利用を承認することができる。

- 一 港湾施設の機能に支障を及ぼすおそれがなく、かつ港湾本来業務や報道目的等、港湾施設に立ち入る正当な理由があると認められること
- 二 航空法第 132 条の 85 第 1 項に規定する飛行禁止空域における飛行に当たっては、次のいずれかに該当すること
 - ア 技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合
 - イ 航空法第 132 条の 85 第 4 項第 1 号に規定する方法による飛行を行う場合
 - ウ 航空法第 132 条の 85 第 4 項第 2 号に規定する国土交通大臣の許可を受けた場合
- 三 航空法第 132 条の 86 第 2 項各号によらない方法による飛行に当たっては、次のいずれかに該当すること
 - ア 技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合
 - イ 航空法第 132 条の 86 第 5 項第 1 号に規定する方法による飛行を行う場合
 - ウ 航空法第 132 条の 86 第 5 項第 2 号に規定する国土交通大臣の承認を受けた場合

四 その他法令、関係運用規定等を遵守していること

2 前項の承認は、航空法第 132 条の 86 第 1 項に規定する方法により飛行し、かつ、港湾施設及び港湾施設の利用者の安全確保ができると認められる場合に限り行うことができる。

(承認手続き)

第四条 担当部署は、前条の承認をするに当たり、無人航空機利用申請者（以下「申請者」という。）に次の各号に掲げる書面を提出させ、これを確認しなければならない。

一 東京港の港湾施設における無人航空機利用申請書

二 国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（様式 1）」（写）

三 国土交通大臣発行「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」（写）

四 「機体認証及び無人航空機操縦者技能証明書」（写）

五 飛行区域図面、飛行方法、安全確保のための対策及び緊急時の連絡体制等が分かる資料

2 前項各号のうち、二、三については、飛行に当たり国土交通大臣宛ての許可・承認申請を不要とする場合は提出を要しない。

また、四については、航空法第 132 条の 87 で定める特定飛行に該当する飛行のうち、第 132 条の 85 第 2 項に該当する飛行及び第 132 条の 86 第 2 項一から三に該当しない飛行（立入管理措置を講じた上で無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる場合を除く。）をし、国土交通大臣宛ての許可・承認申請を不要とする場合は、提出を要する。

さらに、五については、二の申請書類により確認できる場合には提出を要しない。

3 次の各号に掲げる区域及び港湾施設における無人航空機の飛行を承認する場合は、当該各号に掲げる関係部署等へ協議等を行う。

一 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）第 2 条第 3 項に規定する国際埠頭施設（東京都が保安管理者であるものに限る。）における制限区域内 東京港管理事務所港務課保安担当

二 実質的な施設管理者がいる港湾施設 当該施設管理者

4 担当部署は、飛行区域が他の港湾施設や港湾区域に跨る場合、申請者に係る他の担当部署を紹介する。

5 飛行区域が他の港湾施設や港湾区域に跨る場合などの飛行にあつては、無人航空機利用申請者（以下「申請者」という。）に担当部署を紹介する。

6 担当部署は、必要に応じて申請者に関係者等への事前説明を行わせるとともに、当該関係者等が対応策を求める場合は、それに従うよう指導する。

(事故・災害時の特例)

第五条 国、地方公共団体又はこれらから依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索、救助のために無人航空機を飛行させる場合は、前2条によらず、港湾施設において無人航空機を飛行させることができる。

(留意事項)

第六条 警視庁等からの警備協力依頼などにより、本取扱いに関わらず無人航空機の飛行の自粛等について協力する場合がある。その際の取扱いについては、別途処理する。

附則

(施行期日)

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

承認書

番号	
承認印	

申請について、承認する。
裏面（又は別紙）の条件等を遵守すること。

令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所 課長

担当 氏名 - - 承認印のないものは無効です。

東京港の港湾施設における無人航空機利用申請書

令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所 課長 宛て

申請者 住所

氏名

電話

次のとおり、港湾施設において無人航空機を利用したいので、承認願いたく申請します。

- 1 利用目的
- 2 飛行日時 令和 年 月 日 (から令和 年 月 日まで) 時から 時まで
- 3 飛行区域ふ頭 又は 施設
- 4 その他
 - 立入人数
 - 車両・機材
 - 現場責任者
 - 現場連絡方法
 - その他

【添付書類】

- 国土交通大臣宛て「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」(写)
- 国土交通大臣発行「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」(写)
- 「機体認証及び無人航空機操縦者技能証明書」(写)
- 当該飛行に係る飛行区域図面、飛行方法、安全確保のための対策及び緊急時の連絡体制等の分かる資料

利用条件

- ① 無人航空機の利用時は、本書を所持し、港湾局職員又は港湾局委託警備員から求められたときは、これを提示すること。
- ② 承認を受けた内容以外では、利用しないこと。
- ③ 港湾機能に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- ④ 撮影が認められている場合のその飛行範囲などについては、港湾局担当職員の指示に従うこと。
- ⑤ 利用後、直ちに自己の負担において清掃し又は原状回復を行うこと。
- ⑥ 利用に当たっては、十分な安全対策を行うとともに、飛行区域及びその周辺における港湾関係者等に対して利用する旨の事前周知を行うとともに、港湾局担当職員及び関係者が必要とする対応策を講じること。
- ⑦ 飛行の承認を受けた場合であっても、施設管理上の事由や警視庁等からの警備協力の要請などにより、本承認を取り消す場合があるので、それに従うこと。
また、無人航空機を利用中に管理者が危険と判断し、中止を命じた場合は、それに従うこと。
- ⑧ 事故等異常があったときには、応急対応を図るとともに、速やかに港湾局担当職員に連絡すること。
- ⑨ いかなる事由であっても、人身事故を起こし、又は港湾施設等を損傷させた場合などは、申請者はその一切の責任を負うこと。
- ⑩ 上記に掲げるほか、港湾局担当職員の指示がある場合には、これに従うこと。